



LIFENET

LIFENET INSURANCE COMPANY

認知症保険

(無配当・無解約返戻金型)

ご契約の **しおり・約款**

2024年4月

ライフネット生命保険株式会社

〒102-0083 東京都千代田区麹町二丁目14番地2 麹町NKビル

認知症保険

(無配当・無解約返戻金型)

ご契約のしおり

「ご契約のしおり」は、保険契約に関する重要な事項および普通保険約款についてわかりやすくまとめたものですので、申し込みの前に必ずご一読ください。

2024年4月

ライフネット生命保険株式会社

目次

第1編 各商品共通のご案内	2
1 申し込みに際して必ずご確認くださいもの	3
① 「利用規約」	3
② 個人情報の取り扱い	4
2 ご契約に際して	9
① ご契約の流れ	9
② 申し込み手続きについて	9
③ 申込内容と「お客さま控」	10
④ クーリング・オフについて	11
⑤ 認知症保険の責任開始について	11
⑥ 保険料の払い込みについて	12
⑦ 各種お手続きについて	13
3 その他のお知らせ	14
① 当社の組織形態について	14
② 生命保険契約者保護機構について	14
③ 税法上の特典（2024年4月1日現在）	17
第2編 認知症保険（無配当・無解約返戻金型）の特徴としくみ	18
① しきみ図	19
② 商品の特徴	20
③ 注意事項	22
④ 一時金をお支払いできない場合の代表例	23

第1編 各商品共通のご案内

本編では、申し込みに際して、各商品に共通の重要な事項を記載していますので、保険契約を申し込む前に、必ずご一読ください。

トでマイページを利用した場合、すべてお客さま本人によりマイページのサービスが利用されたものとみなします。お客さまは、外部サービスにおけるアカウントの登録・管理などを自己の責任において行うものとします。また、お客さまは、自らのためにマイページのサービスを利用することとし、理由の如何を問わず、外部サービスのアカウントを第三者に使用させないものとします。

(4) スマートフォンを利用して当社サービスを利用する場合について

① スマートフォンサイトの利用

- スマートフォンから当社サービスを利用する場合には、当社が開設する専用のウェブサイト（以下、「スマートフォンサイト」といいます）をご利用することができます。
- スマートフォンサイトのご利用にあたりご使用いただけるスマートフォンの種類は、当社所定のものに限ります。
- スマートフォンサイトでご利用できるマイページ（以下、「スマートフォン版マイページ」といいます）は、PC サイト版マイページとサービス内容が異なる場合があります。
- スマートフォンサイトでご提供する当社サービスやスマートフォン版マイページでご利用できるお手続きの内容については、その内容を変更したり、または制限したりすることがあります。その場合、当社は、保険契約の保全のために必要なサービスやお手続きについては、PC サイト、コンタクトセンター、書面等により引き続きお客さまにご提供・ご利用できるよう代替手段を講じるものとします。

② アプリケーションの利用

- スマートフォンから当社サービスを利用する場合には、当社が管理、運営する専用のアプリケーション（以下、「アプリケーション」といいます）をご利用することができます。
- アプリケーションは、「ライフネット生命」アプリ利用規約の内容をご確認、同意の上ご利用ください。

② 個人情報の取り扱い

■ 個人情報保護宣言

当社の個人情報の保護方針です。お客さま情報をご登録いただく際に表示します。申し込み手続きを進めるためには、お客さまご自身の同意が必要です。内容は、当社のウェブサイト (<https://www.lifenet-seimei.co.jp/policy/privacy/>) でご確認いただくことができます。

■ 機微(センシティブ)情報の取り扱いについて

告知画面ではお客さまの健康状態について告知していただきます。健康状態に関する情報は機微(センシティブ)情報になりますので、告知に際しては、画面に表示する当社の機微(センシティブ)情報の取り扱いを必ずお読みいただいたうえで告知画面にお進みいただきます。

■ 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しています。

(1) 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下「保険契約等」といいます)のお引き受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等(以下「保険金等」といいます)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます)に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しています。

保険契約等の申し込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引き受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等の申し込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引き受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただきますために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引き受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日(以下「契約日等」といいます)から5年間(被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引き受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、コンタクトセンターにお問い合わせください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

2024年3月31日以前の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします）
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

2024年4月1日以降の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 普通死亡保険金の金額
- (3) 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5) がん給付金の一時金額
- (6) 就業不能保障給付金の月額
- (7) 先進医療保障給付の件数
- (8) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9) 取扱会社名

※ 2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更の申し込みがあった場合、申し込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)～(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申し込みの状態に関して相互に照会することがあります。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名については、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社のウェブサイト (<https://www.lifenet-seimei.co.jp/policy/privacy/reference/>) でご確認いただくことができます。

(2) 「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社※、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

保険金、年金、給付金または共済金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。

相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生

命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

相互照会事項

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしてします）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続の詳細については、コンタクトセンターにお問い合わせください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがある場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社のウェブサイト (<https://www.lifenet-seimei.co.jp/policy/privacy/reference/>) でご確認いただくことができます。

2 ご契約に際して

① ご契約の流れ

申し込みからご契約までは、以下の4つのステップで簡単にお手続きいただけます。当社のウェブサイト上の各ページの案内に沿って、申込内容を入力してください。詳細は当社のウェブサイトをご確認ください。

STEP1 保険プラン作成(お客さま)

ウェブサイトです生年月日などを入力し、保険料をご確認ください。ご希望のプランで申し込みをしてください。

STEP2 お引き受けの審査(当社)

当社にて、保険をお引き受けすることができるか、お客さまの申込内容をもとに、審査を行います^{※1}。

STEP3 必要書類の提出(お客さま)

必要な書類をご案内しますので、期間内に当社へご提出ください。

STEP4 ご契約の処理(当社)

ご契約成立のための処理を行います^{※2}。契約成立のお知らせをメールおよびマイページへご連絡し、保険証券を交付します^{※3}。保険料はウェブサイトより申し込みいただいた月の翌月分から発生します。

※1 契約者間の公平性を保つため、ご職業、年収、お住まいの都道府県の受療率(厚生労働省「患者調査」の受療率(人口10万人に対する推定患者数)を利用)などのデータ、身体の状態など、保険金や給付金のお支払いが発生するリスクに応じてお引き受けを行っています。そのため、申し込み後に、保険金額や給付金額に上限を設ける場合や、特定の疾病・身体部位・障がい状態を不担保とする特別条件を付ける場合、お引き受けができない場合があります。

※2 高額契約の申し込みの場合やお引き受けの審査に必要な場合は、定期健康診断の結果表(コピー)などをご提出いただき、再度お引き受けの審査を行います。

※3 申し込み日から30日以内にご契約の成立に必要な書類などが完備しなかった場合は、申し込みは取り消され、保障の開始も無効となります。

② 申し込み手続きについて

■ 普通保険約款

保険契約者と当社の間で締結する保険契約の内容が記載された文書のことです。

生命保険は長期間、また非常に多くの契約者集団から成立するために、保険種類ごとにあらかじめ一定の契約条件・内容を定めた約款を作成し、ご契約者さまに内容を説明、理解していただいたうえで契約を締結することとしています。必ずご一読いただき、内容を十分ご理解のうえ、申し込みください。

■ 申し込み手続き

必ずご契約者さまご自身でお手続きください。

- 申込内容は、保険会社との契約内容を取り決めるものです。内容を十分にお確かめのうえ、お間違えのないように入力してください。
- 告知情報は、健康状態などをお知らせいただくものです。内容を十分ご理解のうえ、質問事項について事実を入力してください。

③ 申込内容と「お客さま控」

当社では、インターネットを介して、申し込みを行っていただきます。

各ページの案内に沿って、内容を十分ご理解のうえ、お手続きください。

「お客さま控」は、ご契約事項、告知事項などについて、申し込み時にご入力いただいた情報の控えです。ご確認のうえ、ダウンロード・保存してください。

■ 保険商品の概要(契約概要)

見積りを行った保険商品の内容について、特にご確認いただきたい事項を記載しています。当社のウェブサイトでお申し込みいただく際に表示し、ご契約前に必ずお読みいただくことにしています。「保険商品の概要（契約概要）」は保険商品についての代表的な事項を記載していますので、詳細な内容については「普通保険約款」をご覧ください。

■ ご意向の確認(意向確認書)

お申し込みいただいた保険商品が、お客さまのニーズに合致しているかを確認させていただくことを「意向確認」といいます。当社では、ウェブサイトでお申し込みに必要な入力と合わせて、「保険商品の概要（契約概要）」「ご意向の確認（意向確認書）」を表示し、ご回答いただくことで、意向確認とさせていただきます。

■ 特に重要な事項のお知らせ(注意喚起情報)

契約の申し込みの際に、特にご注意いただきたい事項（免責事項や不利益な情報など）を記載しています。当社のウェブサイトでお申し込みいただく際に表示し、ご契約前に必ずお読みいただくことにしています。「特に重要な事項のお知らせ（注意喚起情報）」には代表的な事項を記載していますので、詳細な内容については「普通保険約款」をご覧ください。

■ 告知の前にご確認いただきたい大切な事項

生命保険は、多くの人々が保険料を出しあって、お互いに保障しあう相互扶助の制度

です。

そのため、生命保険のご契約の際には、契約者間での保険料負担の公平性が保たれるよう、過去の傷病歴、現在の健康状態などについてお伺いしています。正しく告知されなかった場合は、保険契約を解除することがあり、また、傷病歴などがある場合は、保険契約をお引き受けできない場合があります。当社のウェブサイトでお申し込みいただく際に、「告知の前にご確認ください」を表示し、必ずお読みいただいたうえで告知画面に進んでいただきます。

■ 告知事項

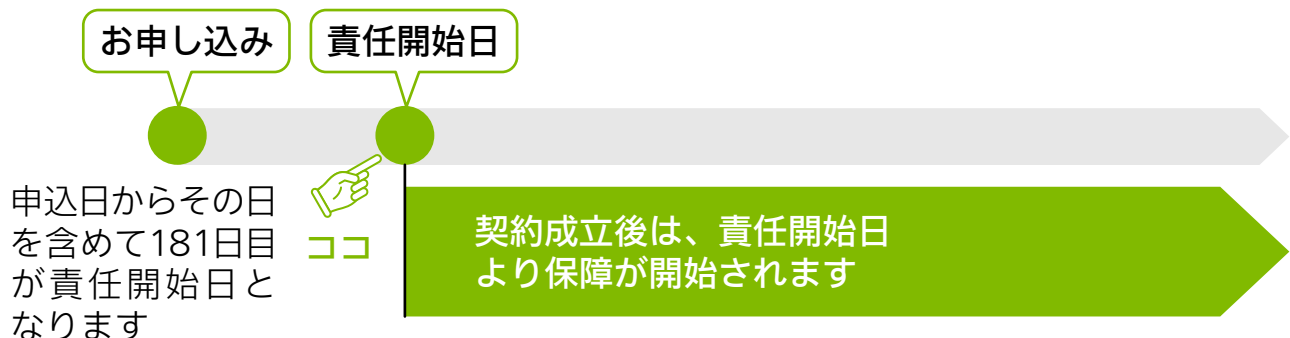
保険制度の公平性を維持するため、被保険者の健康状態や過去の傷病歴など当社が質問する事項について、事実をありのままに告知していただく必要があります。事実を回答しなかったり、事実でないことを回答した場合は、告知義務違反として保険契約が解除される場合がありますので、十分内容をご理解のうえ、正確にご入力ください。告知漏れなどがありましたら、すぐに当社までお知らせください。

④ クーリング・オフについて

保険契約の申込完了日から、**その日を含めて8日以内**であれば、申し込みの撤回または保険契約の解除（以下「申し込みの撤回等」といいます）をすることができます。申し込みの撤回等は、書面またはマイページや電子メールなどの電磁的記録の発信時（書面による場合は郵便の消印日）に効力を生じますので、申し込みの撤回等を希望される場合は、申し込みを取り消す旨の意思・契約者氏名（書面による場合は自署）・住所・申込番号を記載して、郵送または電磁的記録により当社宛てに、前述の期間内（書面による場合は8日以内の消印有効）に発信してください。

⑤ 認知症保険の責任開始について

申し込みいただいた契約を当社が承諾した場合には、申し込みの時点を保険期間の始期とし、その日を含めて181日目を責任開始日として保障を開始します。



6 保険料の払い込みについて

■ 保険料の払込方法

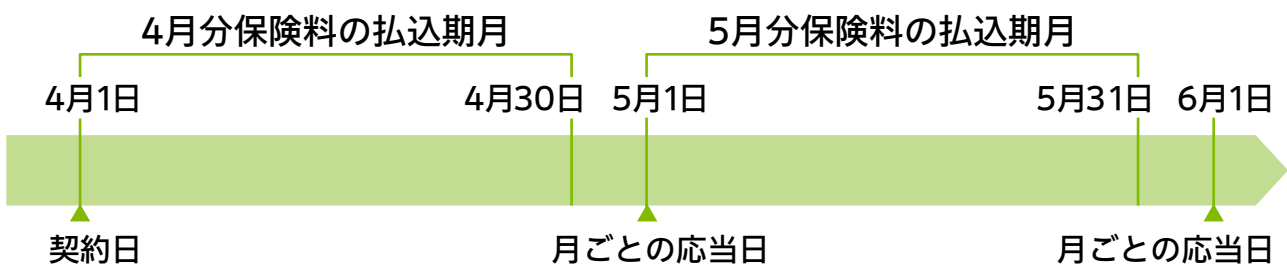
保険料の払い込みは月払いのみで、以下の方法からご選択いただけます。

- **口座振替**：当社が提携している金融機関の、ご契約者さま名義の口座から、毎月の振替日に自動的に当社の口座へ振り替えられます。
- **クレジットカード払い**：ご指定いただいたご契約者さま名義のクレジットカードにより決済されます。

■ 保険料の払込期月

払込期月とは、契約日の月ごとの応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日）の属する月の初日から末日までをいいます。

毎月の保険料は、払込期月内に払い込んでいただきます。



■ 保険料の払い込みの猶予期間と失効

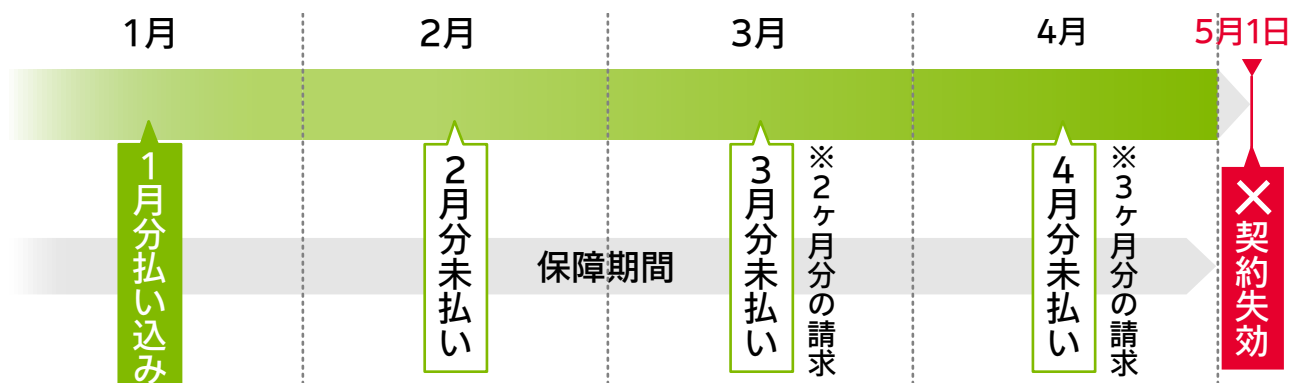
払込期月内に払い込みのご都合がつかない場合のために、保険料の払い込みの猶予期間を設けています。

保険料の払い込みの猶予期間：

払込期月の翌月初日から翌々月末日までを猶予期間とします。

保険契約の失効：

猶予期間内に保険料が払い込まれない場合は、保険契約は猶予期間の満了の日の翌日からその効力を失います（失効）。失効した保険契約を元の状態に戻すこと（復活）はできませんので十分にご注意ください。



7 各種お手続きについて

■ ご契約内容の確認・変更・解約

当社のウェブサイト上にあるマイページに、お客さまにご指定いただいたログイン情報を入力いただくことで、ご契約内容の確認や変更、解約などのお手続きをしていただくことができます。マイページからお手続きいただける内容は以下のとおりです。

- お客さま情報（住所やメールアドレスなど）の変更
- お支払い方法の変更
- 受取人・指定代理請求人の変更
- 保険金額・給付金額の減額
- 保険契約の解約
- 保険証券の再発行
- 控除証明書の再発行 など

各種お手続きのご不明な点については、当社コンタクトセンターまでご連絡ください。

保険金・給付金のご請求に関するお問い合わせ

コンタクトセンター [通話無料] **0120-717991**

※受付時間：平日 9 時～ 17 時 30 分（年末年始、土曜、日曜、祝日は除く）

※お電話をいただく際には証券番号をお知らせください

※お客さまからのご質問やご要望などを正確に把握するため、お電話の際は通話内容を録音しておりますので、あらかじめご了承ください

ご契約内容、保険の申し込みなどに関するお問い合わせ

コンタクトセンター [通話無料] **0120-205566**

※受付時間：平日 9 時～ 20 時、土曜日 9 時～ 18 時（年末年始、日曜、祝日は除く）

※お客さまからのご質問やご要望などを正確に把握するため、お電話の際は通話内容を録音しておりますので、あらかじめご了承ください

※ご契約に関するお問い合わせは、契約者ご本人さまからお願いいたします

3 その他のお知らせ

① 当社の組織形態について

保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社になります。

株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の契約者は相互会社の契約者のように「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

② 生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます）に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- (1) 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- (2) 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- (3) 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定^{※1}に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約^{※2}を除き、責任準備金等^{※3}の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません^{※4}）。なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手

続の中で確定することとなります)。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^(注1)を超えていた契約を指します^(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率＝

$90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$

(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

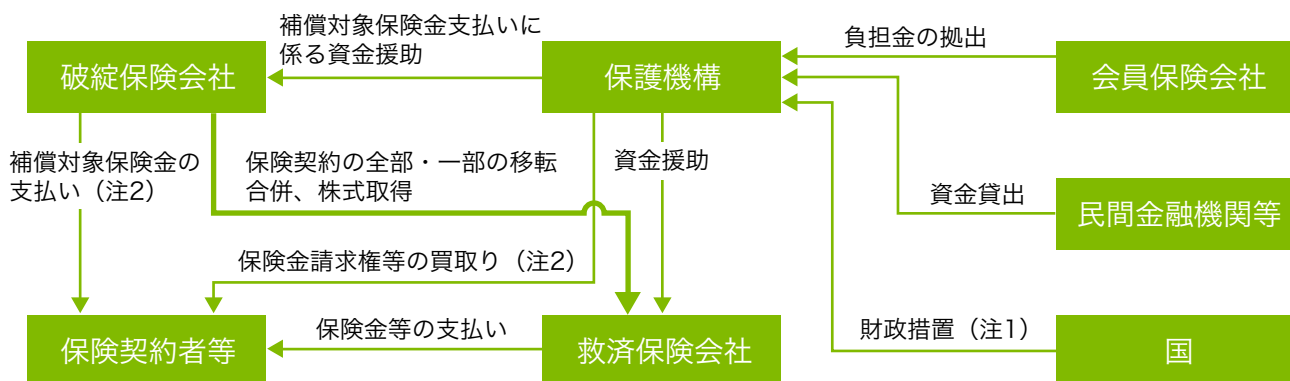
(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

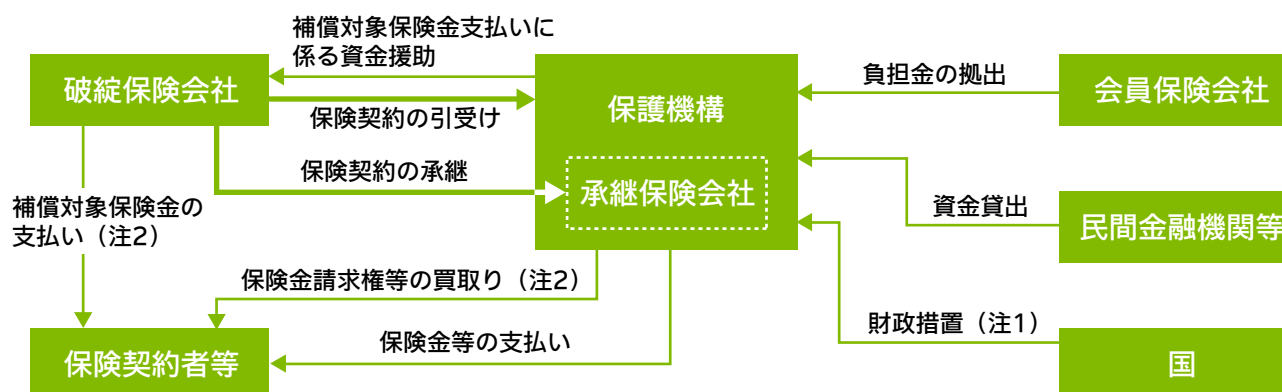
※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

<しくみの概略図>

救済保険会社が現れた場合



救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります（高予定利率契約については、※2に記載の率となります）。

補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取り扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 **03-3286-2820**

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス：<https://www.seihohogo.jp/>

③ 税法上の特典(2024年4月1日現在)

■ 生命保険料控除

払い込みいただく保険料は生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税の負担が少なくなります。

生命保険料控除の対象となる契約は、保険金や給付金の受取人が契約者本人か、またはその配偶者やその他の親族となっている保険契約です。

対象となる保険料は、1月から12月までに払い込まれた保険料の合計額です。

所得税の計算時に所得から控除される金額

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000 円以下のとき	支払保険料等の全額
20,000 円を超え 40,000 円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/2) + 10,000 円
40,000 円を超え 80,000 円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/4) + 20,000 円
80,000 円を超えるとき	一律 40,000 円

住民税の計算時に所得から控除される金額

年間正味払込保険料	控除される金額
12,000 円以下のとき	支払保険料等の全額
12,000 円を超え 32,000 円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/2) + 6,000 円
32,000 円を超え 56,000 円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/4) + 14,000 円
56,000 円を超えるとき	一律 28,000 円

■ 死亡保険金の税法上の取り扱い

死亡保険金については、契約者と被保険者が同一のため、保険金受取時には相続税の対象となります。

死亡保険金受取人が契約者の法定相続人の場合は、法定相続人 1 人につき 500 万円が生命保険金控除額となり、相続税の課税対象から控除されます。

■ 上記以外の保険金(高度障害保険金)と給付金の税法上の取り扱い

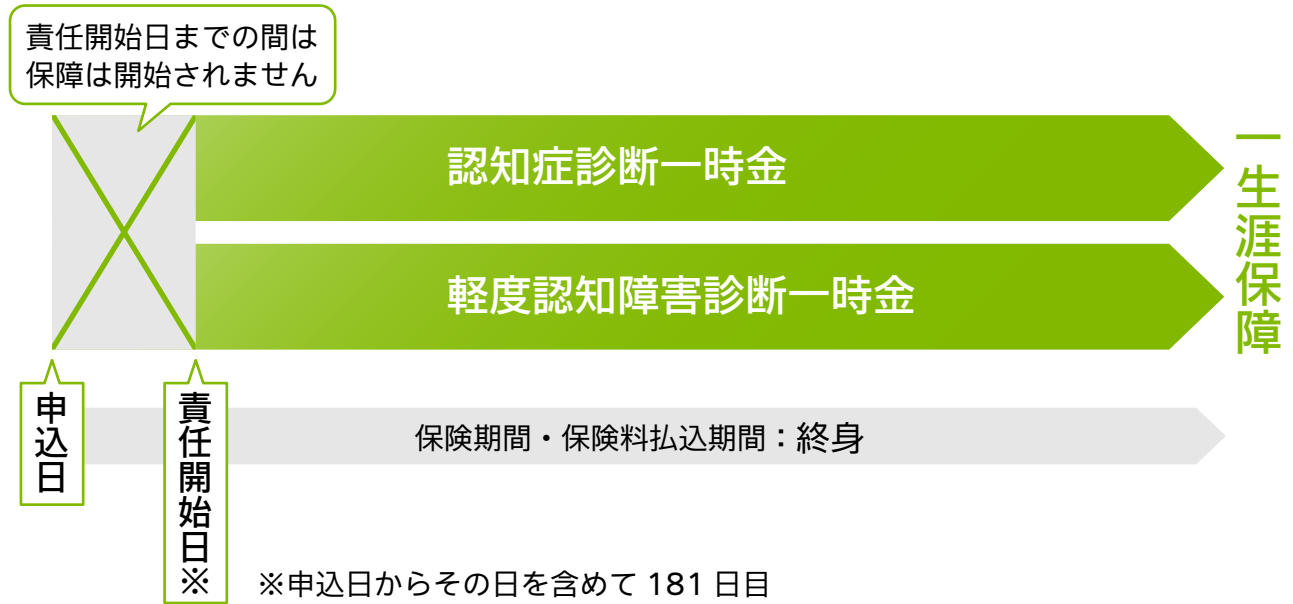
被保険者本人、もしくはその配偶者、直系血族、生計を一にする親族が高度障害保険金や終身医療保険の給付金、がん保険の給付金、就業不能保険の給付金、認知症保険の給付金を受け取る場合には、全額非課税です。

第2編

認知症保険（無配当・無解約返戻金型） の特徴としくみ

本編では、商品の概要をご確認いただけます。
商品の内容を十分ご理解のうえ、申し込みください。

① しくみ図



② 商品の特徴

契約年齢	40歳以上、70歳以下
認知症診断一時金	<p>100万円、150万円、200万円、250万円、300万円</p> <p>責任開始日以後の保険期間中に、医師により、はじめて認知症と診断確定されたときにお支払いします。 認知症の診断確定は、認知機能検査および画像検査の両方を要します。 認知症診断一時金が支払われた場合、認知症診断一時金の支払事由に該当した時に遡って、保険契約は消滅します。 支払限度は、保険期間を通じて1回までです。</p> <p>※保障の対象となる認知症は約款所定の認知症をいいます。</p>
軽度認知障害診断一時金	<p>お申し込み時に選択した認知症診断一時金×10%または20%</p> <p>責任開始日以後の保険期間中に、医師により、はじめて軽度認知障害と診断確定されたときにお支払いします。 軽度認知障害の診断確定は、認知機能検査および画像検査の両方を要します。 認知症診断一時金が支払われる場合において、その時まで軽度認知障害診断一時金が支払われていないときは、認知症診断一時金の支払事由に該当した時と同時に軽度認知障害診断一時金の支払事由にも該当したものとみなし、認知症診断一時金とあわせて軽度認知障害診断一時金をお支払いします。 支払限度は、保険期間を通じて1回までです。</p> <p>※保障の対象となる軽度認知障害は約款所定の軽度認知障害をいいます。</p>
保険期間	終身
保険料の払込期間	終身
健康診断書の有無	健康診断書などがお手元に無い方もウェブサイト健康状態の質問事項にお答え(告知)いただくだけでお申し込みいただけます。
解約返戻金	なし
配当	なし

その他	ポイント還元のある商品の場合、ポイント還元規約で詳細をご確認ください。
-----	-------------------------------------

(法令等の改正に伴う支払事由の変更)

この保険契約における一時金または給付金の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が給付金等の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めた場合は、主務官庁の認可を得て、この保険契約の保険料を変更することなく一時金または給付金の支払事由に関する規定を変更することがあります。

③ 注意事項

- 当しおりは、商品の概要を記載しています。商品の詳細につきましては、約款を必ずご確認ください。
- 保険料をお支払いいただけなかった場合※、保険契約は失効します。契約の復活はできません。
※保険料の支払い月にお支払いいただけなかった場合、その翌月から2ヶ月間の支払い猶予期間を設けます。猶予期間内に支払いがない場合、保険契約は失効します。
- 契約者間の公平性を保つため、一時金のお支払いが発生するリスクに応じてお引き受けを行っています。そのため、健康状態および職業、当社保険商品の契約状況などによっては、ご契約のお引き受けを制限させていただく場合があります。

4 一時金をお支払いできない場合の代表例

一時金をお支払いできない場合の代表的な事例は以下のとおりです。以下に記載のない場合でも、約款の規定によりお支払いできない場合があります。詳しくは約款をご確認ください。

<p>責任開始日と 責任開始日前の 認知症または 軽度認知障害診断 確定による無効</p>	<p>保険契約の申し込みを承諾した場合は、申し込みの時点を保険期間の始期とし、その日を含めて181日目を責任開始日として保険契約上の責任を負います。</p> <p>被保険者が告知前または告知の時から責任開始日の前日までに認知症または軽度認知障害と診断確定されていた場合は、契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらず保険契約は無効とし、つぎの(1)～(3)のとおり取り扱います。</p> <p>(1) 告知前に、被保険者が認知症または軽度認知障害と診断確定されていた事実を、契約者および被保険者のすべてが知らなかった場合には、既に払い込まれた保険料を契約者に払い戻します。</p> <p>(2) 告知前に、被保険者が認知症または軽度認知障害と診断確定されていた事実を、契約者または被保険者のいずれか一人でも知っていた場合には、既に払い込まれた保険料は払い戻しません。</p> <p>(3) 告知の時から責任開始日の前日までに被保険者が認知症または軽度認知障害と診断確定されていた場合には、既に払い込まれた保険料を契約者に払い戻します。</p>
<p>告知義務違反</p>	<p>正しい告知をせずに契約した場合、告知義務違反として契約が解除され、一時金を受け取れない場合があります。ただし、告知されなかった事実と、ご請求内容に因果関係がない場合は、一時金をお支払いする場合があります。</p>
<p>重大事由による解除</p>	<p>一時金を詐取する目的で事故招致（未遂を含みます）をした場合、契約者、被保険者または受取人が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合など重大事由によりご契約が解除された場合は、仮に一時金の支払事由が生じていたとしても一時金のお支払いはできません。また、すでに一時金を支払っていたときでも、当社はその返還を請求することができます。</p>

以上

認知症保険
(無配当・無解約返戻金型)
普通保険約款
電子証券に関する特約条項

2024年4月

ライフネット生命保険株式会社

もくじ

この保険の趣旨

第1章 総則

- 第1条 認知症、軽度認知障害の定義および診断確定
- 第2条 被保険者と受取人
- 第3条 保障の開始
- 第4条 契約日と保険期間

第2章 一時金の支払い

- 第5条 一時金の種類
- 第6条 認知症診断一時金および軽度認知障害診断一時金の支払い
- 第7条 認知症診断一時金額が減額された場合の取扱い
- 第8条 一時金の請求手続き
- 第9条 一時金の支払いの時期と場所
- 第10条 指定代理請求

第3章 保険料の払い込み

- 第11条 被保険者の年齢の計算方法
- 第12条 保険料の払い込み
- 第13条 猶予期間

第4章 契約内容の変更および保険契約の管理

- 第14条 受取人、指定代理請求人の変更
- 第15条 住所等の変更
- 第16条 解約
- 第17条 認知症診断一時金額の減額
- 第18条 被保険者の死亡

第5章 責任開始日前の認知症診断確定または軽度認知障害診断確定による無効

- 第19条 責任開始日前の認知症診断確定または軽度認知障害診断確定による無効

第6章 告知義務および

保険契約の解除・取消し・無効

- 第20条 告知義務
- 第21条 告知義務違反による解除
- 第22条 保険契約を解除できない場合
- 第23条 重大事由による解除
- 第24条 詐欺による取消し
- 第25条 不法取得目的による無効

第7章 その他

- 第26条 年齢または性別の誤りの処理
- 第27条 時効
- 第28条 管轄裁判所
- 第29条 法令等の改正に伴う支払事由の変更

別表

- 別表1 対象となる認知症
- 別表2 対象となる軽度認知障害
- 別表3 対象となる薬物依存
- 別表4 必要書類

電子証券に関する特約条項

この保険の趣旨

この保険は、保険の対象となる人（以下、「被保険者」といいます）が、認知症または軽度認知障害の診断をされた場合に一定額の一時金を支払うもので、認知症保険といえます。この保険には、配当および解約返戻金はありません。

第1章 総則

【認知症、軽度認知障害の定義および診断確定】

- 第1条** この保険契約において「認知症」とは、別表1に定める認知症をいいます。
- 2 この保険契約において「軽度認知障害」とは、別表2に定める軽度認知障害をいいます。
 - 3 認知症および軽度認知障害の診断確定は、つぎの各号のすべての検査によりなされることを要します。
 - (1) 認知機能検査
 - (2) 画像検査
 - 4 前項の検査を受けられない場合で、他の所見によって認知症と医師により診断確定され、その診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、会社は、前項の検査を行わない方法による診断確定を認めることがあります。

【被保険者と受取人】

- 第2条** この保険契約の被保険者は、契約者本人であることを要します。
- 2 一時金の受取人は、被保険者と同一であることを要します。被保険者以外の者を受取人に指定することはできません。

【保障の開始】

- 第3条** 会社は、保険契約の申し込みを承諾した場合は、申し込みの時点を保険期間の始期とし、その日を含めて181日目を責任開始の日（以下、「責任開始日」といいます）として保険契約上の責任を負います。ただし、第20条（告知義務）に定める告知の前に申し込みがなされたときは、告知の時点を保険期間の始期とし、その日を含めて181日目を責任開始日とします。
- 2 会社は、保険契約の申し込みを承諾した場合は、契約者に保険証券を交付します。
 - 3 前項の保険証券には、つぎの各号の事項を記載します。
 - (1) 会社名
 - (2) 契約者の氏名
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 一時金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 保険期間
 - (6) 保険料払込期間
 - (7) 一時金額
 - (8) 保険料およびその払込方法
 - (9) 契約日
 - (10) 責任開始日
 - (11) 保険証券を作成した年月日
 - 4 保険契約の申し込みは、申込後に申込者が死亡し、意思能力を有しない常況にある者となり、または行為能力の制限を受けた場合においても、その効力を有するものとします。

【契約日と保険期間】

- 第4条** この保険契約の契約日は、前条第1項に定める保険期間の始期が属する月の翌月1日とします。
- 2 保険期間は、終身とし、契約日を基準として計算します。

第2章 一時金の支払い

[一時金の種類]

第5条 一時金の種類は、認知症診断一時金および軽度認知障害診断一時金とします。

[認知症診断一時金および軽度認知障害診断一時金の支払い]

第6条 会社は、つぎの表に定めるところにより、認知症診断一時金および軽度認知障害診断一時金を支払います。

	認知症診断一時金	軽度認知障害診断一時金
支払事由（認知症診断一時金および軽度認知障害診断一時金を支払う場合）	被保険者が、責任開始日以後に、責任開始日前を含めてはじめて認知症と診断確定されたとき	被保険者が、責任開始日以後に、責任開始日前を含めてはじめて軽度認知障害と診断確定されたとき
支払額	認知症診断一時金額	認知症診断一時金額×保険契約締結時に定めた割合
受取人	被保険者	
免責事由（認知症診断一時金および軽度認知障害診断一時金を支払わない場合）	(1) 被保険者の故意または重大な過失による場合 (2) 被保険者の別表3に定める薬物依存を原因とする場合 (3) 被保険者の犯罪行為による場合	

- 2 認知症診断一時金および軽度認知障害診断一時金を支払う回数の限度は、保険期間を通じてそれぞれ1回とします。
- 3 認知症診断一時金が支払われる場合において、その時まで軽度認知障害診断一時金が支払われていないときは、会社は、認知症診断一時金の支払事由に該当した時と同時に軽度認知障害診断一時金の支払事由にも該当したものとみなし、認知症診断一時金とあわせて軽度認知障害診断一時金を支払います。
- 4 被保険者が、第1項に定める支払事由に該当し、認知症診断一時金が支払われた場合、被保険者が第1項に定める認知症診断一時金の支払事由に該当した時に遡って、保険契約は消滅します。

[認知症診断一時金額が減額された場合の取扱い]

第7条 認知症診断一時金額が減額されたときは、この保険契約の認知症診断一時金および軽度認知障害診断一時金（以下、あわせて「一時金」といいます）の支払額は、つぎのとおり計算します。

一時金の種類	支払額の計算方法
認知症診断一時金	被保険者が認知症の診断確定を受けた日現在の認知症診断一時金額にもとづいて計算します。
軽度認知障害診断一時金	被保険者が軽度認知障害の診断確定を受けた日現在の認知症診断一時金額にもとづいて計算します。

[一時金の請求手続き]

第8条 一時金の支払事由が生じたことを知ったときは、契約者、被保険者または受取人は遅滞なく会社に通知してください。

- 2 受取人は、遅滞なく必要書類（別表4）を会社に提出して、一時金を請求してください。

[一時金の支払いの時期と場所]

- 第9条** 一時金の支払場所は会社の本社とし、必要書類が会社に到達した日（会社に到達した日が営業日でない場合は翌営業日。以下、本条において同じです）からその日を含めて5営業日以内に、保険料振替口座または受取人指定の金融機関等の口座に、一時金を振り込みます。
- 2 一時金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の申込時から一時金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、一時金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到達した日からその日を含めて45日を経過する日とします。
- (1) 一時金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
一時金の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 一時金の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合
一時金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第23条（重大事由による解除）第1項第4号①から④までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは受取人の保険契約締結の目的もしくは一時金の請求の意図に関する保険契約の申込時から一時金の請求時までにおける事実
- 3 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、一時金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到達した日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
 - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法が適用された地域における調査 180日
- 4 契約者、被保険者または受取人が、前2項に掲げる必要な事項の確認の際に、正当な理由がないにもかかわらず当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は一時金の支払いを留保します。
- 5 第2項および第3項に定める確認を行う場合は、会社は、その旨を一時金を請求した者に通知します。

[指定代理請求]

- 第10条** 一時金の支払事由が生じたにもかかわらず、受取人である被保険者が一時金を請求できないつぎの各号に定める事情がある場合は、あらかじめ契約者が指名する指定代理請求人が、必要書類（別表4）を会社に提出することにより、被保険者の代理人として、一時金の請求を行うことができます。
- (1) 一時金の請求を行う意思表示が困難である場合
 - (2) その他前号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- 2 前項の指定代理請求人は、つぎの各号の範囲内であることを要します。
- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者

- (2) 被保険者の直系血族（直系血族がないときは兄弟姉妹、兄弟姉妹もないときは甥姪）
- (3) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (4) つぎの範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被保険者のために一時金を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。
 - ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている者
 - ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
 - ③ その他、上記①②と同等の特別の事情がある者として会社が認めた者
- 3 指定代理請求人が、故意に一時金の支払事由を発生させた場合および第1項各号に定める状態に該当させた場合は、その資格を喪失します。
- 4 指定代理請求人は、一時金の請求時において第2項に定める範囲内でなければ、その請求を行うことはできません。
- 5 一時金が指定代理請求人に支払われた場合には、その支払い後にその一時金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第3章 保険料の払い込み

【被保険者の年齢の計算方法】

第11条 保険料を決める際の被保険者の年齢は、契約日の満年齢で計算します。

【保険料の払い込み】

- 第12条 保険料は、会社の提携先の中から、契約者が指定した金融機関等の口座振替、またはクレジットカードで、契約日より毎月、月払により払い込んでいただきます（指定口座を変更する場合は、必要書類（別表4）を会社に提出することによります）。なお、会社は、払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。
- 2 契約日の月ごとの応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、本条において同じです）の属する月の初日から末日までを、保険料の払込期月とします。
 - 3 口座振替による場合、会社は、契約日にかかわらず、会社の指定する振替日（金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日）に保険料を振り替えます。
 - 4 口座振替が不能となった場合は、翌月の振替日に、翌月分の保険料とあわせて2か月分の保険料の振替を行います。翌月の振替日にも振替が不能となった場合は、翌々月の振替日に3か月分の保険料の振替を行います。
 - 5 クレジットカードによる場合、会社は、クレジットカードが有効であり、かつ保険料がその利用額の範囲内であることを確認し、カード会社に保険料を請求したときに、その払い込みがあったものとみなします。なお、払い込みが不能となった場合は、前項の規定を準用します。
 - 6 同一の指定口座からの口座振替または同一のクレジットカードにより、複数の保険契約の保険料を払い込む場合、契約者は、会社に対して、保険契約の払い込みの優先順位を指定することはできません。
 - 7 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの応当日以後末日までに一時金の支払事由が生じた場合、会社は、一時金を支払う際に、未払込保険料を一時金から控除します。一時金が未払込保険料に不足する場合には、契約者は、その未払込保険料全額を払い込んでください。その未払込保険料が猶予期間内に払い込まれない場合には、会社は、一時金を支払いません。

【猶予期間】

- 第13条 保険料の払い込みについては、払込期月の翌月初日から翌々月末日までを猶予期間とし、猶予期間内に保険料が払い込まれない場合は、保険契約は猶予期間の満了の日の翌日からその効力を失います。
- 2 猶予期間内に一時金の支払事由が発生した場合は、会社は、一時金を支払います。この場合は、未払込保険料を一時金から控除します。一時金が未払込保険料に不足する場合には、契約者は、その未払込保険料全額を払い込んでください。その未払込保険料が猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、一時金を支払いません。

第4章 契約内容の変更および保険契約の管理

【受取人、指定代理請求人の変更】

第14条 一時金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

- 2 契約者は、必要書類（別表4）を会社に提出することにより、第10条（指定代理請求）第2項に定める範囲内で指定代理請求人を変更することができます。

【住所等の変更】

第15条 契約者が、住所、電話番号、電子メールアドレス（以下、「住所等」といいます）を変更した場合は、遅滞なく会社に通知してください。

- 2 契約者が前項の通知を行わなかった場合において、契約者の住所等を会社が確認できなかったときは、会社が把握している契約者の最後の住所等に発した通知は、契約者に到達したものとみなします。

【解約】

第16条 契約者は、必要書類（別表4）を会社に提出することにより、将来に向かって保険契約を解約することができます。必要書類が会社に到達した時点で、保険契約は終了します。ただし、解約返戻金はありません。

【認知症診断一時金額の減額】

第17条 契約者は、必要書類（別表4）を会社に提出することにより、認知症診断一時金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の認知症診断一時金額が会社の定める金額を下回る減額は取り扱いません。

- 2 必要書類が会社に到達した日の属する払込期月の翌月の契約応当日に、認知症診断一時金額は減額されたものとし、そのときから減額後の保険料を適用します。
- 3 認知症診断一時金額が減額されたときは、減額部分は解約されたものとみなします。

【被保険者の死亡】

第18条 被保険者が死亡した場合は、保険契約は消滅します。被保険者の死亡時の法定相続人は、必要書類（別表4）を会社に提出することにより、会社に通知してください。

- 2 被保険者が死亡した場合、一時金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。
 - (1) 指定代理請求人
 - (2) 指定代理請求人がいないときは戸籍上の配偶者
 - (3) 第1号または第2号に該当する者がいないときは法定相続人の協議により定めた者
- 3 前項の規定により、会社が一時金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその一時金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

責任開始日前の認知症診断確定または
軽度認知障害診断確定による無効

[責任開始日前の認知症診断確定または軽度認知障害診断確定による無効]

第19条 被保険者が告知前または告知の時から責任開始日の前日までに認知症または軽度認知障害と診断確定されていた場合は、契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらず保険契約は無効とし、つぎの(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 告知前に、被保険者が認知症または軽度認知障害と診断確定されていた事実を、契約者および被保険者のすべてが知らなかった場合には、既に払い込まれた保険料を契約者に払い戻します。
 - (2) 告知前に、被保険者が認知症または軽度認知障害と診断確定されていた事実を、契約者または被保険者のいずれか一人でも知っていた場合には、既に払い込まれた保険料は払い戻しません。
 - (3) 告知の時から責任開始日の前日までに被保険者が認知症または軽度認知障害と診断確定されていた場合には、既に払い込まれた保険料を契約者に払い戻します。
- 2 本条の適用がある場合は、第21条（告知義務違反による解除）および第23条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

第6章

告知義務および保険契約の解除・取消し・無効

【告知義務】

第20条 契約者または被保険者は、保険契約の申し込みの際、一時金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問事項について、インターネット上に設けられた会社の申込画面を通じて告知することを要します。

- 2 告知に際しては、質問事項について事実を回答してください。なお、会社が事実を照会した際も同様です。

【告知義務違反による解除】

第21条 会社は、前条の告知の際、契約者または被保険者につき事実がある場合には、保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 故意または重大な過失により質問事項について事実を回答しなかった場合
- (2) 故意または重大な過失により質問事項について事実でないことを回答した場合
- 2 前項の事実がある場合、会社は、一時金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。その場合は、会社は、一時金の支払いは行いません。すでに一時金を支払っていたときでも、その返還を請求することができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、一時金の支払事由の発生が、解除の原因となった事実と関係がなかったことを、契約者、被保険者または受取人が証明した場合は、会社は、一時金を支払います。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除する場合は、会社は、その旨を契約者に通知します。
- 5 保険契約を解除した場合は、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

【保険契約を解除できない場合】

第22条 会社は、前条に定める告知義務違反があった場合でも、つぎのいずれかのときには、保険契約を解除することができません。

- (1) 会社が保険契約の締結の際、契約者または被保険者に解除の原因となる事実があることを知っていたとき、または過失により知らなかったとき
- (2) 保険媒介者が、契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことをすすめたとき、または事実でないことを告げることをすすめたとき
- (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月が経過したとき
- (5) 第3条（保障の開始）第1項に定める保険期間の始期（以下、本号において「保険期間の始期」といいます）が属する日からその日を含めて保険契約が2年をこえて有効に継続したとき。ただし、保険期間の始期が属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により一時金の支払事由が生じているときは除きます。
- 2 前項第2号および第3号の場合において、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

【重大事由による解除】

第23条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由（重大事由）が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 契約者、被保険者または受取人がこの保険契約の一時金を詐取する目的もしくは第三者に一時金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をした場合
- (2) この保険契約の一時金の請求に関し、受取人に詐欺行為（未遂を含みます）があった場合
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる一時金の金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

- (4) 契約者、被保険者または受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
- ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者または受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、契約者、被保険者または受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- 2 前項の事実がある場合、会社は、一時金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。その場合は、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による一時金の支払いは行いません。また、すでに一時金を支払っていたときでも、その返還を請求することができます。
 - 3 本条による解除については、第21条（告知義務違反による解除）第4項および第5項の規定を準用します。

[詐欺による取消し]

第24条 契約者または被保険者の詐欺により、保険契約の締結が行われた場合は、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

[不法取得目的による無効]

第25条 契約者が一時金を不法に取得する目的または他人に一時金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結を行った場合は、保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第7章 | その他 |

【年齢または性別の誤りの処理】

第26条 保険契約の申し込みの際、被保険者の年齢に誤りがあった場合で、契約日およびその誤りが発見された日のいずれの日においても実際の年齢が会社の契約する年齢の範囲外のときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。その場合は、すでに払い込まれた保険料を契約者に払い戻し、その他のときは、実際の年齢にもとづいて保険料を精算します。

- 2 保険契約の申し込みの際、被保険者の性別に誤りがあった場合は、実際の性別にもとづいて保険料を精算します。

【時効】

第27条 一時金の支払いを請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間行使しない場合には消滅します。

【管轄裁判所】

第28条 この保険契約における一時金の請求に関する訴訟については、会社の本社または受取人の住所を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

【法令等の改正に伴う支払事由の変更】

第29条 会社は、この保険契約における一時金の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が一時金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めた場合は、主務官庁の認可を得て、この保険契約の保険料を変更することなく一時金の支払事由に関する規定を変更することがあります。変更するときは、会社は、一時金の支払事由に関する規定を変更する日（以下、本項において「変更日」といいます）の2か月前までに契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できないときは、変更日前に通知します。

別表

別表 1 対象となる認知症

- 対象となる「認知症」とは、つぎの各号のいずれにも該当するものをいいます。
 - 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- 上記 1. において「認知症」とは、平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013 年版) 準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。
なお、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー< Alzheimer > 病の認知症	F00
血管性認知症	F01
ピック< Pick > 病の認知症	F02.0
クロイツフェルト・ヤコブ< Creutzfeldt-Jakob > 病の認知症	F02.1
ハンチントン< Huntington > 病の認知症	F02.2
パーキンソン< Parkinson > 病の認知症	F02.3
ヒト免疫不全ウイルス [HIV] 病の認知症	F02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8
詳細不明の認知症	F03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの (F05) のうち ・せん妄、認知症に重なったもの	F05.1
神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの (G31) のうち ・神経系のその他の明示された変性疾患 (ただし、レヴィ小体型認知症に限ります。)	G31.8

- 上記 1. の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

別表 2 対象となる軽度認知障害

対象となる「軽度認知障害」とは、つぎの(1)に規定する「軽度認知障害」であることを、(2)の診断基準にもとづき、医師により診断確定されたものをいいます。

(1)「軽度認知障害」とは、米国精神医学会編「DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル」中、つぎのものをいいます。

なお、新たな分類が施行された場合は、新たな分類によるものとします。

分類項目
アルツハイマー病による軽度認知障害
前頭側頭葉変性症による軽度認知障害
レビー小体病を伴う軽度認知障害
血管性軽度認知障害
外傷性脳損傷による軽度認知障害
物質・医薬品誘発性軽度認知障害
HIV感染による軽度認知障害
プリオン病による軽度認知障害
パーキンソン病による軽度認知障害
ハンチントン病による軽度認知障害
他の医学的疾患による軽度認知障害
複数の病因による軽度認知障害

(2) 上記(1)における「軽度認知障害」とは、つぎの診断基準のすべてに該当するものをいいます。

なお、新たな分類が施行された場合で、新たな診断基準が示されたときには、新たな診断基準による診断確定を求めることがあります。

診断基準
① 1以上の認知領域（複雑性注意、実行機能、学習および記憶、言語、知覚-運動、社会的認知）において、以前の行動水準から軽度の認知機能の低下があるという証拠があること
② 毎日の活動において、自立が阻害されていないこと
③ その認知機能の低下が、せん妄の状況でのみ起こるものではないこと
④ その認知機能の低下が、他の精神疾患によってうまく説明できないこと（例 うつ病、統合失調症）

別表 3 対象となる薬物依存

対象となる「薬物依存」とは、平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013 年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードによるものとし、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

なお、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

別表 4 必要書類

項目	約款条文	必要書類
認知症 診断一時金 の請求	第 6 条 第 8 条	(1) 請求書 (2) 医師の診断書 (3) 被保険者の印鑑証明書 (3 か月以内のもの。以下、同じです) (4) 保険証券
軽度認知障害 診断一時金 の請求	第 6 条 第 8 条	(1) 請求書 (2) 医師の診断書 (3) 被保険者の印鑑証明書 (4) 保険証券
指定代理請求	第 10 条	それぞれの一時金の請求に必要な書類に加えて、つぎの書類が必要となります。 (1) 指定代理請求人の印鑑証明書 (2) 指定代理請求人が第 10 条第 2 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合は、指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人が第 10 条第 2 項第 4 号に該当する場合で、被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは指定代理請求人の健康保険証の写しまたは指定代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (4) 指定代理請求人が第 10 条第 2 項第 4 号に該当する場合で、契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し
指定口座の変更	第 12 条	(1) 口座振替依頼書 (口座振替の場合)
指定代理請求人 の変更	第 14 条	(1) 請求書 (2) 保険証券
解約	第 16 条	(1) 請求書 (2) 保険証券
認知症 診断一時金額 の減額	第 17 条	(1) 請求書 (2) 保険証券
被保険者の死亡	第 18 条	(1) 請求書 (2) 法定相続人の印鑑証明書 (3) 被保険者の住民票 (4) 保険証券

会社は、必要に応じて、上記以外の書類の提出を求めること、または一部の書類の提出を省略もしくは代替することができます。

以上

電子証券に関する特約条項

【特約の締結】

第1条 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます）の契約者（以下、「契約者」といいます）の申出によって、会社が定める主契約に付加して締結します。

【保険証券の交付】

第2条 この特約が付加された場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます）の規定にかかわらず、会社は、保険証券を電磁的方法により交付します。

【必要書類】

第3条 前条の規定により会社が電磁的方法により保険証券を交付した場合には、主約款および特約条項の別表に定める必要書類のうち、保険証券の提出は不要とします。

【特約の保険料の払い込み】

第4条 この特約は保険料の払い込みを要しません。

【特約の解約】

第5条 この特約のみの解約は取り扱いません。

【主契約が更新された場合の取扱】

第6条 主契約が更新された場合は、この特約も同時に更新されます。なお、この特約が付加された場合、主約款の保険契約の更新の規定にかかわらず、会社は、保険証券を電磁的方法により交付します。

【主約款の規定の準用】

第7条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

以上